

「Clean Up Monster」活動規約

第1章 総則

(目的)

第1条 本規約は、幕張海浜公園（以下「本公園」という。）において、北村化学産業株式会社主体による様々な活動を通し、環境問題を考える場を提供するとともにそれらを多くの人々に伝えていくことにより、環境負荷低減の意識向上と魅力的な公園利用の実現を図るため、北村化学産業株式会社、千葉港湾事務所（以下「管理事務所」という。）およびボランティアが相互に果たすべき役割を定めることを目的として、北村化学産業株式会社が定めるものである。

(名称)

第2条 本活動に参加するボランティアは「Clean Up Monsterボランティア」（以下「本会」という。）と称する。

第2章 活動内容

(活動内容)

第3条 本会の活動内容は次の各号に掲げる活動を行う。

- 一 ゴミ拾い活動
- 二 ゴミ拾い活動のサポート
- 三 その他、ボランティア活動の運営全般に関すること。

2 本会の活動にあたっては公園規則を遵守し、公園のボランティアとして相応しい服装、言動、行動に十分配慮する。

(活動エリア)

第4条 本会の活動エリアは、本公園供用区域内を原則とする。

(活動日)

第5条 本会の活動は、予め定めた活動計画に基づき実施することとする。

2 活動計画に定められた日以外の日でも、第3条に基づく活動は随時実施できることとする。

第3章 運営体制

(事務局)

第6条 本会の事務局は北村化学産業株式会社 東京支店 QOL事業部に置く。

(連絡調整)

第7条 運営においては、事務局が連絡調整を行い、活動の円滑化を図ることとする。

第4章 貸与物品

(支給・貸与物品)

第8条 活動時の貸与物品として事務局よりボランティアに軍手、トングを貸与する。

2 ボランティアは、その他活動に必要な備品（作業道具等）及び諸材料について事前に事務局に協議し、事務局が必要に応じて支給または貸与する。

(貸与物品の返却)

第9条 活動終了後、ボランティアは貸与物品を事務局に返却しなければならない。

第5章 入園方法の取扱い

(入園料の取扱い)

第10条 ボランティアが本会の活動を目的として入園しようとするとき、本会は入園料・駐車料金ともに負担しない。

(車両規則)

第11条 活動日に車で来園する場合は、本公園の一般駐車場を利用するものとする。

第6章 報酬・賠償等の取扱い

(報酬)

第12条 ボランティアへの報酬及び交通費は支給しない。

(賠償)

第13条 ボランティアは、ボランティア活動中の事故等による損害について、事務局、管理事務所及び国土交通省、関東地方整備局及び公園事務所に賠償を求めることは、原則できない。ただし、事務局、管理事務所及び国土交通省、関東地方整備局及び公園事務所の責に帰すべき理由があるときはこの限りではない。

(ボランティア保険)

第14条 ボランティアには、ボランティア活動保険に加入することを推奨する。ただし、加入にかかる費用は、個人負担とする。

第7章 その他

(個人情報の取扱い)

第15条 ボランティアの個人情報(名前、連絡先)は、個人情報保護法及び管理事務所の個人情報保護方針に則り適切に管理する。個人情報は、活動に関する連絡のためにのみに用い、その他の用途には使用しない。

付則

この規約は令和2年3月1日より施行する。